④　30％目標に向けて、学校関係団体の役員等における女性の登用について具体的な目標を設定するよう要請する。	文部科学省
⑤　学校教育機関等における取組を行う際、女性活躍推進法の適用がある事業主については、同法に基づく事業主行動計画の策定等の仕組みを活用する。	文部科学省
イ　メディアの分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大	
①　メディア関係業界における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を含むダイバーシティに関する取組を促すとともに、ワーク・ライフ・バランスに関する理解を深めるため、好事例の広報や周知に努める。	内閣府
②　メディア分野の業界団体や企業における政策・方針決定過程に参画する女性の割合30％目標に向けて、当該団体の役員・編集責任者等における女性の登用について具体的な目標を設定するよう働きかける。 その際には、次の点に留意する。	内閣府
・　女性活躍推進法の適用がある事業主においては、同法に基づく事業主行動計画の策定等の仕組みを活用する。	内閣府、厚生労働省
・　各種の認定制度、表彰制度等を活用し、女性の活躍やワーク・ライフ・バランスの実現に向けて積極的に取り組む企業を評価するとともに、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」を踏まえた措置や各種の助成制度を活用し、企業のインセンティブを強化する。	内閣府、厚生労働省、経済産業省

第11分野　男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立

＜基本的考え方＞

災害は、地震、津波、風水害等の自然現象（自然要因）とそれを受け止める側の社会の在り方（社会要因）により、その被害の大きさが決まってくると考えられている。性別、年齢や障害の有無等、様々な社会的立場によって影響は異なることから、社会要因による災害時の困難を最小限にする取組が重要である。

平常時における固定的な性別役割分担意識を反映して、災害後には、増大する家事、子育て、介護等の家庭的責任が女性に集中することなどの問題が明らかになっている。東日本大震災においては、様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、男女のニーズの違い等が配慮されないなどの課題が生じた。災害時には、平常時における社会の課題が一層顕著になって現れるため、平常時からの男女共同参画社会の実現が、防災・復興を円滑に進める基盤となる。

第３回国連防災世界会議で採択された「仙台防災枠組2015―2030」は、「災害リスク削減」（新たな災害リスクを防止し、既存の災害リスクを削減する）を基本理念とし、性別、年齢、障害の有無、文化的側面を全ての政策と実践において取り入れ、女性のリーダーシップを促進することや、性別等により分類されたデータを踏まえた意思決定を行うことを指導原則としている。また、政策・計画・基準の企画立案及び実施に当たっては、女性の参画が重要であることから、女性に対する十分な能力開発の取組が必要であるとしている。

これらを踏まえ、予防、応急、復旧・復興等の全ての局面において、女性が重要な役割を果たしていることを認識するとともに、防災・復興に係る意思決定の場に女性が参画し、リーダーとして活躍することを推進する。

また、女性と男性では災害から受ける影響に違いが生じることに配慮し、男女共同参画の視点から、事前の備え、避難所運営、被災者支援等を実施する。

さらに、女性は防災・復興の主体的な担い手であり、災害から回復する力を持つ社会を構築するには、女性が原動力となることを、国内外で共有する。

＜成果目標＞

項　　目	現　　状	成果目標（期限）
都道府県防災会議の委員に占める女性の割合	13.2％ （平成27年）	30％ （平成32年）
市町村防災会議の委員に占める女性の割合	・女性委員が登用されていない組織数：515 （平成26年） ・委員に占める女性の割合：7.7％ （平成27年）	・女性委員が登用されていない組織数：０ （平成32年） ・委員に占める女性の割合：10％（早期）、更に30％を目指す （平成32年）
消防吏員に占める女性の割合（注４）	2.4％ （平成27年度）	５％ （平成38年度当初）
消防団員に占める女性の割合（注11）	2.5％ （平成26年度）	10％を目標としつつ、当面５％ （平成38年度）

（注４）　消防吏員とは、消防本部及び消防署に置かれる職員のうち、階級及び服制を有し、消防事務に従事する者。（再掲）

（注11）　消防団員とは、他に本業を持ちながらも、「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神に基づき、消防防災活動を行う市町村の消防機関である消防団の構成員。

1　防災分野における女性の参画拡大など男女共同参画の推進

施　策　の　基　本　的　方　向

地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災（予防、応急、復旧・復興のそれぞれの段階を含む）に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する。

具　体　的　な　取　組	担当府省
ア　防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画拡大	
①　中央防災会議及びその下に設けられる専門調査会や防災に関する各種の有識者会議等の構成員について、女性の参画拡大を図る。	内閣府、関係府省
②　都道府県防災会議における女性委員の割合について、30％目標に向け、各都道府県に対して、女性委員の割合が高い事例を提供するとともに、女性の参画拡大に向けた取組を促進するよう要請する。	内閣府、総務省
③　市町村防災会議について、都道府県防災会議の最近の動向や女性を積極的に登用している市町村の事例について情報提供を行うなどにより、女性委員のいない市町村防災会議については、これを早期に解消することに加え、女性委員の割合について30％目標に向けた取組を促進するよう、都道府県の協力も得て、市町村に対して要請する。	内閣府、総務省
④　防災担当部局の管理職への女性の登用を含め、女性の採用・登用拡大に取り組む。地方公共団体に対しては、防災担当部局への女性職員の配置及び管理職への女性の登用促進に取り組むよう要請する。	関係府省
⑤　応急対策における男女共同参画を推進するため、災害対策本部の構成員に女性職員や男女共同参画担当の職員を配置するよう、地方公共団体に対して要請する。	内閣府、総務省
イ　防災の現場における女性の参画拡大	
①　消防吏員、警察官、自衛官、海上保安官等について、意欲のある女性がその能力を発揮して役割を十分に果たすことができるよう、女性の採用・登用拡大に取り組むとともに、職場環境の整備、職業能力の向上及び心身の健康の保持増進に取り組む。	警察庁、総務省、国土交通省、防衛省
②　男女共同参画の推進の観点から、毎年の女性の採用者数を引き上げることにより女性の消防吏員比率を高めるとともに、女性の消防吏員がいない消防本部については、これを早期に解消し、可能な限り速やかに複数人を確保するよう、各消防本部等に対して要請する。	総務省